

能代市物品等応募型指名競争入札の参加者の募集について

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加者を公募する

1	発注番号	第2-82号
2	公募日	令和8年6月8日
3	契約担当者	能代市水道事業 能代市長 鍋谷 暁
4	件名	漏水調査業務委託
5	業務場所	能代市上水道区域内
6	履行期限	令和8年12月18日
7	当該業務の主管課	都市整備部 水道課 電話番号 0185-52-5221 ファクシミリ番号 0185-89-1780
8	物品又は委託の種別	委託(総額入札)
9	主な仕様(概要)	漏水調査一式 ※設計、仕様等の詳細については、公募文とともに全てホームページに掲載しています
10	入札参加資格要件	<p>入札に参加する者に必要な要件は、応募型指名競争入札基本事項1のほか、次の要件を満たす者であること</p> <p>(1) 令和8・9年能代市物品等指名競争入札等参加資格者名簿に登録されていること</p> <p>(2) 東北6県内に契約の締結できる営業所を有していること</p> <p>(3) 国、秋田県及び本市の指名停止期間中でないこと</p> <p>(4) 国、秋田県、本市又は他の地方公共団体のいずれかとの同種業務の契約実績があること</p> <p>(5) 調査技術者は、次に定める職務内容と実務経験を有する者とする</p> <p>①調査主任技師 漏水調査業務を含む漏水防止対策業務の総括、計画、立案、指導を行い、実務経験を7年以上有する者</p> <p>②調査技師 漏水調査及び管路探知等の作業に習熟し、実務経験を3年以上有する者</p> <p>※①調査主任技師と②調査技師は兼ねることはできない</p> <p>※本業務の入札参加期限の日3か月以上前から入札に参加しようとする者と直接的な雇用関係にあるものであること</p> <p>(6) 時間積分式漏水発見器については、当該機器を自社が所有していること、または借り受けていること</p>
11	入札に関する注意事項	入札金額は総額(消費税等を除く)とする。
12	入札予定日	令和8年6月19日 (金) 午後2時20分 入札までのスケジュールは別紙のとおり
13	入札の場所	能代市役所第1庁舎1階 契約検査課入札室
14	その他	<p>(1) 応募型指名競争入札基本事項のとおり</p> <p>(2) 参加申込書に次の書類(写し可)を添付すること。</p> <p>ア 10(4)の同種業務履行実績調書</p> <p>イ 10(5)の資格を有していることを証する書類及び雇用関係等を確認できる書類 ※業務経歴書及び資格証、在籍証明書など(任意様式)</p> <p>ウ 10(6)の所有していること等を証する書類 ※貸出証明書など(任意様式)</p>

入札スケジュール

件名：漏水調査業務委託

	手続等	期間・期日・期限等	手続きの方法等
1	設計図書等の閲覧・貸出	令和8年6月8日（月） 正午から 令和8年6月10日（水） 午後5時まで(閉庁日を除く)	基本事項2のとおり
2	設計図書等に対する質問の受付	令和8年6月8日（月） 正午から 令和8年6月10日（水） 午後5時まで(閉庁日を除く)	基本事項2のとおり 提出先:業務主管課
3	申込書類の受付	令和8年6月8日（月） 正午から 令和8年6月12日（金） 午後5時まで(閉庁日を除く)	基本事項3のとおり
4	設計図書等に対する質問への回答	令和8年6月12日（金） 午前9時までに回答書を作成し、供覧	基本事項2のとおり
5	指名通知・非指名通知	令和8年6月16日（火）	基本事項4のとおり
6	入札予定	令和8年6月19日（金） 午後2時20分 会場：能代市役所第1庁舎1階 契約検査課入札室	基本事項5のとおり

物品等応募型指名競争入札参加申込書

令和 年 月 日

能代市水道事業
能代市長 鍋谷 暁 様

住 所
申込者 商号又は名称
代表者氏名
(名簿記載番号)

次の物品及び委託等に係る応募型指名競争入札に参加したいので、申し込みます。

なお、公募に示された入札に参加する者に必要な要件(指名停止を受けていないこと等)を満たし、地方自治法施行令第167条の4(ただし、第2項は他の地方公共団体に限る)に該当しないこと及び提出書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

発注番号	第2-82号			
物品(業務)名	漏水調査業務委託			
本入札に関する 連絡先	担当者名			
	電話番号		FAX番号	

同種業務履行実績調書

商号又は名称

業 務 名			
発 注 者 名		受注形態	J V ・ 単 体
業 務 場 所		契約金額	円
契 約 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日		
業 務 の 概 要			

- (注) 1 入札に付する業務の業務概要と同種の業務の履行実績について、入札公告に示した資格条件に関して的確に判断できるよう具体的に記載すること。
- 2 業務場所は、都道府県名および市町村名を記入すること。
- 3 J Vで履行した業務について、出資比率20%以上の場合のみ業務実績として認めるので、協定書の写しを添付すること。
- 4 能代市発注以外の業務については、契約書の写し及び業務概要の分かるもの(設計書等の写し)を添付すること。

入札書(第 回)

令和 年 月 日

能代市水道事業
能代市長 鍋谷 暁 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

下記のとおり能代市財務規則に基づいて入札します。

記

委 託 名	漏水調査業務委託
入 札 金 額	¥
入 札 保 証 金	能代市財務規則第112条第1項第3号により免除
備 考	

応募型指名競争入札基本事項（物品・委託等）

- 1 入札に参加する者に必要な要件
 - (1) 本市の能代市物品等指名競争入札等参加資格者名簿（以下、資格者名簿という。）に登録されている者であること。
 - (2) 入札参加申込期限の日から落札決定の日までの間において、国、秋田県及び本市の指名停止措置を受けていないこと。
※落札決定の日は、入札日をいう。
 - (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた場合は、この限りではない。

- 2 仕様書等に関すること。
 - (1) 仕様書等の閲覧及び貸出しは次によるものとする。

ア 閲覧又は貸出場所	能代市総務部契約検査課
イ 閲覧又は貸出時間	4時間以内
ウ その他	設計図書は破いたり、汚すことのないよう十分注意すること。
 - (2) 仕様書等に関する質問は、次によるものとする。

ア 質問方法	簡易なものを除き、書面（任意様式）を作成し、原則としてファクシミリで送付すること。
イ 提出先	物品・委託等の業務主管課
 - (3) 質問に対する回答は、契約検査課において供覧を行う。又、質問があった場合は能代市のホームページに掲載する。

- 3 入札参加申込等に関すること。
 - (1) 入札参加申込書
入札に参加しようとする者は、能代市物品等応募型指名競争入札参加申込書を市長に提出すること。
 - (2) 申込書類の入手方法

ア 交付場所	能代市総務部契約検査課
電話番号	0185-89-2222
	※能代市のホームページからダウンロードすることもできます。
イ 交付費用	無料
 - (3) 申込書類の作成
申込書類の作成に当たっては、申込書類に示す注意書きを遵守すること。
 - (4) 申込書類の提出及び受付

ア 提出方法	持参又は書留郵便によること。
イ 提出先	能代市総務部契約検査課又は二ツ井地域局総務企画課
 - (5) 入札参加の辞退
入札参加申込書等を提出した者は、当該申込書等を提出したあと落札者が決定されるまでの間において入札参加資格を有しないこととなったときは、入札前にあつては入札辞退届を、入札後にあつてはその旨を記載した届出書を速やかに提出しなければならない。

- 4 指名通知等
 - (1) 指名通知
申込書類の確認の結果、適当と認められた者に対しては、ファクシミリにより通知する。
 - (2) 非指名通知
申込書類の確認の結果、指名されなかった者に対して、能代市物品等応募型指名競争入札

非指名通知書により、理由を付して通知する。

※ 上記（１）又は（２）の通知が入札予定日の２日前の時点でも届かない場合は、必ず契約検査課に問い合わせること。

5 入札、落札決定に関する注意事項

- (1) 能代市財務規則（以下「規則」という。）、能代市物品等入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額をいう。）を加えた金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、当該端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約予定金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額から消費税等相当額を除いた金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札書を郵送する場合は、書留によるものとし、入札日時までに到着したもので、1枚（1回分）とする。（ただし、原則として再度入札には参加できないものとする）
- (4) 入札に参加しようとする者が、入札参加資格確認の日から落札決定の日までの間に、入札に参加する者に必要な資格を失ったときは、その者は入札に参加することができない。既に入札書を提出している場合、その入札書は無効とする。
- (5) 落札決定から契約締結までの間において、落札者が1に掲げる要件を満たさないこととなった場合は、当該落札者と契約を締結しないことができる。

6 契約の締結に関すること

- (1) 契約締結時期は、落札決定の通知を受けた日の翌日から起算して7日以内とする。
- (2) 契約保証金については、規則第127条の規定による。

7 その他必要な事項

- (1) 申込書類に係るヒアリングは実施しないが、必要と認めた場合には説明を求める場合がある。
- (2) 提出された申込書類は返却しない。
- (3) 申込書類の審査基準日は、入札参加申込期限の日とする。
※新たに資格者名簿への登載を申請する場合は、仕様書等閲覧期限の日までに物品等指名競争入札等参加資格申請書を提出しなければならない。
- (4) 履行（納入）期限は、事情により変更することがある。
- (5) 契約金額は、完成検査後、請求を受けた日から30日以内に支払う。
※測量士等（所得税法第204条第1項第2号に掲げるもの）の業務に関する報酬又は料金については、その支払の都度所得税及び復興特別所得税を源泉徴収します。
- (6) 申込書類の作成及び提出についての問い合わせ先

能代市総務部契約検査課

電話番号 0185-89-2222

ファクシミリ番号 0185-54-6460

令和 8 年度

公 共 事 業

委 託 設 計 書

能代市

市 長	副 市 長	部 長	次 長	課 長	課長補佐	係 長	検 算 者	設 計 者	係 員
着 工 完 成 期 日		自 令和 年 月 日 至 令和 8 年 12 月 18 日				摘 要	単 独 工期 日間		
委 託 番 号		第 号							
幹 線 名 路 線 名 等									
施 行 位 置		能代市上水道区域内							
委 託 名		漏水調査業務委託							
委 託 費		金 円也							
委 託 概 要		漏水調査 L=55.2km 漏水調査 N=3,780戸							

執行年度	令和 8 年度
委託名	漏水調査業務委託
変更回数	
諸経費区分	公共委託 令和07年度
工種区分	測量業務
単価適用年月日	令和08年05月01日付 実施単価表
単価地区	山本地区
機損適用年月日	令和07年10月01日付 公共 B地区
歩掛適用年月日	令和07年10月 公共委託歩掛
備考	

漏水調査業務委託

総 括 表						
費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	摘 要
業務費	1	式				
業務委託料	1	式				
測量業務02	1	式				
合計						

業務委託料内訳書

費目・工種・種別・細目	数量	単位	単価	金額	明細単価番号	摘要
測量業務02	1	式				
直接測量費	1	式				
直接測量費(積上)	1	式				
漏水調査	1	式				
作業計画作成 音聴作業主体	55.2	km			単 1 号	
現場下見調査 音聴作業主体	55.2	km			単 2 号	
戸別音聴調査 50戸/km 給水密度<150戸/km	3,780	戸			単 3 号	
戸別音聴調査 データ処理解析	3,780	戸			単 4 号	
水圧測定	20	基			単 5 号	
漏水音圧測定 消火栓利用	20	基			単 6 号	
路面音聴調査 夜間作業	20	km			単 7 号	
漏水確認調査 50戸/km 給水密度<150戸/km	55.2	km			単 8 号	

業務委託料内訳書						
費目・工種・種別・細目	数量	単位	単価	金額	明細単価番号	摘要
報告書作成 音聴作業主体(集計・分析含む)	55.2	km			単 9 号	
直接経費	1	式				
旅費交通費(安全費対象)	1	式				
旅費交通費(漏水調査)	1	式			単 10 号	
安全費(率計上分)	1	式				
直接測量費計	1	式				
測量諸経費	1	式				
業務価格	1	式				
消費税等相当額	1	式				
合計						

漏水調査業務委託

【 第 2 号 単価表 】						
現場下見調査 音聴作業主体						70 km 当り
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	摘 要
測量助手 2～7級		人				
ライトバン ガソリンエンジン二輪駆動 定員5名 1.5L	1	供用日				
ライトバン ガソリンエンジン二輪駆動 定員5名 1.5L		時間				
ガソリン 無鉛 スタッドレス		l				
諸雑費	1	式				
計						
単位当たり						

漏水調査業務委託

【 第 3 号 単価表 】						
戸別音聴調査 50戸/km 給水密度<150戸/km						380 戸 当り
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	摘 要
測量助手 2～7級		人				
時間積分式漏水発見器		日				
ライトバン ガソリンエンジン二輪駆動 定員5名 1.5L	1	供用日				
ライトバン ガソリンエンジン二輪駆動 定員5名 1.5L		時間				
ガソリン 無鉛 スタッドレスタイヤ		1				
諸雑費	1	式				
計						
単位当たり						

漏水調査業務委託

【 第 4 号 単価表 】						
戸別音聴調査 データ処理解析						1,800 戸 当り
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	摘 要
測量助手 2～7級		人				
時間積分式漏水発見器		日				
パーソナルコンピュータ		日				
計						
単位当たり						

漏水調査業務委託

【 第 5 号 単価表 】						
水圧測定						
9 基 当 り						
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	摘 要
測量助手 2～7級		人				
測量補助員 2～7級		人				
水圧計損料		日				
ライトバン ガソリンエンジン二輪駆動 定員5名 1.5L	1	供用日				
ライトバン ガソリンエンジン二輪駆動 定員5名 1.5L		時間				
ガソリン 無鉛 スタッドレス		l				
諸雑費	1	式				
計						
単位当たり						

漏水調査業務委託

【 第 6 号 単価表 】						
漏水音圧測定 消火栓利用						
40 基 当り						
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	摘 要
測量助手 2～7級		人				
漏水音圧測定器損料 消火栓用		日				
ライトバン ガソリンエンジン二輪駆動 定員5名 1.5L	1	供用日				
ライトバン ガソリンエンジン二輪駆動 定員5名 1.5L		時間				
ガソリン 無鉛 スタッド レス		l				
諸雑費	1	式				
計						
単位当たり						

漏水調査業務委託

【 第 7 号 単価表 】						
路面音聴調査 夜間作業						7 km 当り
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	摘 要
測量助手 2～7級		人				
測量助手 (割増分)		人				
漏水探知器損料		日				
ライトバン ガソリンエンジン二輪駆動 定員5名 1.5L	1	供用日				
ライトバン ガソリンエンジン二輪駆動 定員5名 1.5L		時間				
ガソリン 無鉛 スタッドレス		l				
諸経費	1	式				
計						
単位当たり						

漏水調査業務委託

【 第 8 号 単価表 】						
漏水確認調査 50戸/km 給水密度<150戸/km						7.6 km 当り
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	摘 要
測量助手 2～7級		人				
相関式漏水探知機損料		日				
発動発電機 ガソリンエンジン駆動 1KVA		日				
電動ハンマドリル 穴あけ能力 38～40mm 1.1kW		日				
ライトバン ガソリンエンジン二輪駆動 定員5名 1.5L	1	供用日				
ライトバン ガソリンエンジン二輪駆動 定員5名 1.5L		時間				
ガソリン 無鉛 スタッドレジャー		l				発電機
ガソリン 無鉛 スタッドレジャー		l				ライトバン
諸雑費	1	式				
計						
単位当たり						

漏水調査業務委託仕様書

能代市水道課

第 1 章 総 則

(仕様書の範囲)

第 1 条 本業務の施工にあたっては、本仕様書によるほか、関係法規に基づき実施しなければならない。

(業務目的)

第 2 条 本業務は、能代市水道事業における埋設された水道管路からの地下漏水を早期発見することで、道路陥没など二次災害を防止することのほか、水資源の有効利用のため、早期に無効水量を防止し、有収率向上を目的とするものである。

(提出書類)

第 3 条 受注者は、契約締結後、速やかに次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。また、提出した書類の内容を変更する必要がある時は、ただちに変更届を提出しなければならない。

- (1) 着手届（契約締結後 10 日以内）
- (2) 調査技術者届（契約締結後 10 日以内）
- (3) 作業計画書（着手の日まで）

(受注者の義務)

第 4 条 受注者は、契約の履行にあたっては、業務委託の意図及び目的を十分に理解した上で、誠実かつ正確に遂行しなければならない。

(個人情報保護)

第 5 条 受注者は、貸与資料及び各種データの保管・管理を行うにあたり、情報の漏えいがないよう適切な措置を講じなければならない。

(貸与資料)

第 6 条 受注者は、発注者から貸与された資料について、丁寧に取り扱い、紛失又は破損等がないよう管理し、使用後は速やかに発注者に返却しなければならない。

2 受注者は、発注者の許可なく、貸与資料の複製、公開又は第三者への貸与等をしてはならない。

(身分証明書)

第 7 条 受注者は、業務（現地確認等を含む。）の実施に先立ち、発注者から従事者の身分証明書の交付を受けなければならない。

2 従事者は、身分証明書を常時携帯し、請求のあったときは、これを提示しなければならない。

らない。

- 3 受注者は、業務が完了したときは、身分証明書を遅滞なく発注者に返納しなければならない。

(関係機関との折衝等)

第8条 本業務遂行上、欠くことのできない官公署等との折衝又は法令等に基づく許可申請等が生じた場合は、受注者が行うものとし、その費用は受注者の負担とする。ただし、発注者が行うべきものについては発注者が行う。

(保安対策)

第9条 受注者は、現地調査の遂行にあたり、道路法、道路交通法その他関係法令等を遵守するとともに、必要な安全対策を講じなければならない。

- 2 万一事故等が発生した場合は、受注者の責任において円滑に処理を行い、速やかにその旨を発注者に報告すること。

(土地の立入り等)

第10条 受注者は、宅地（公有又は私有の土地）に立入る場合は、あらかじめ占有者に対して了解を得なければならない。

(損害賠償責任)

第11条 受注者は、本業務実施中に生じた事故及び第三者に与えた損害に対して一切の責任を負い、その内容、原因及び経過等を発注者に速やかに報告するものとする。

- 2 損害賠償等の請求があった場合は、一切の処理を受注者の責任において行うものとする。ただし、天災など通常受注者のみの責任と考えられない場合は、発注者と受注者が別途協議する。

(現場管理)

第12条 受注者は、業務にあたり、公衆に迷惑を及ぼさないよう十分注意しなければならない。

- 2 受注者は、業務にあたり、地上・地下の既設構造物を損傷しないよう適切な措置を講ずるものとする。
- 3 受注者は、傷害、火災、その他事故発生を未然に防止するとともに、労働基準法その他関係法規を守り、円滑に業務を行わなければならない。また、交通安全対策には特に留意し、必要に応じてその措置を行うものとする。
- 4 受注者は、使用する機器の日常点検を実施し、精度不良な機器を使用してはならない。
- 5 受注者は、道路使用に関して、管轄警察署から道路使用許可を取得し、安全対策に留意するとともに作業車輛は、社名・本業務受注者であることを明示するものとする。

(調査技術者)

第13条 受注者は、調査業務に従事する調査技術者を定め、所定の様式により発注者に届け出るものとする。

2 調査技術者は、次の各号に定める職務内容と実務経験を有する者でなければならない。

(1) 調査主任技師

漏水防止対策業務（漏水調査業務を含む）の総括、計画、立案、指導を行い、7年以上の実務経験を有するものとする。

(2) 調査技師

漏水調査及び管路探知等の作業に習熟し、実務経験を3年以上有する者とする。

(作業計画書)

第14条 受注者は、着手の日までに作業計画書を作成し、発注者に提出するものとする。

2 作業計画書の記載内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 作業概要及び作業内容

(2) 計画（実施）工程

(3) 使用機器の種類、名称及び性能（一覧表）

(4) 作業の班編成とその内容及び責任者（仕様書に定める有資格者の配置体制）

(5) 打合せ予定日及び主要打合せ事項

(6) 情報セキュリティ対策

(7) 緊急時の体制及び対応

(8) 安全対策

(機器に係る提出資料)

第15条 受注者は、使用する調査機器の日常点検を実施し、精度不良な機器を使用してはならない。

2 調査に使用する機器は、事業着手前に検査証明書を提出する。

3 「時間積分式漏水発見器」については、当該機器を自社が所有していることの証明書、または、当該機器を借り受けていることの証明書を提出すること。

(成果品)

第16条 受注者は、成果品として報告書を作成し、発注者に提出しなければならない。

2 成果品は、すべて発注者の承諾を受けないで他に公表し、貸与し、又は使用してはならない。

(疑義の解釈)

第17条 本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、発注者と協議の上、これを定めるものとする。

第2章 調査作業

(現場下見調査)

第18条 受注者は、本調査に先立ち、調査区域の管理図面と現地の管路、弁栓類の位置、それらの管種、埋設深度、地形及び調査作業の障害の有無等を確認し、調査対象となる水道施設全般を把握する。また、その結果を発注者に報告しなければならない。

(水圧測定)

第19条 発注者から指定された既設消火栓を活用し、自記録式水圧計を用いて一定期間水圧の変動を測定する。一定期間とは、仕様書に基づき定めた期間であり、例えば、24時間・72時間・1週間等である。

(漏水音圧測定)

第20条 漏水音圧測定器（ロガー）を弁栓類に設置し、その調査機器の特性により漏水が発生している管路を選別する。

なお、第19条の水圧測定と、第20条の漏水音圧測定は同時測定可とする。

(戸別音聴調査)

第21条 調査区域内の各戸毎の止水栓及び量水器を調査対象とし、時間積分式漏水発見器を用いて、計測時間内の音圧データの時間積分率を測定し、漏水判定の解析を行い、漏水音（漏水擬似音）を発見するものである。

2 計測における日時、計測時間、判定レベル、積分値はCSV形式のデータとして調査結果を記録、データベース化し、保存すること。

3 時間積分率が60%を超えた場合は、漏水確認調査の対象とし、漏水の有無を調査すること。

4 発注者が提供するマッピングシステムから変換し、提供されるDXF形式、シェープ形式の管路情報データを使用し、時間積分率の調査結果について、積分値による色分けした分布図をとりまとめること。

(路面音聴調査)

第22条 管路上の路面において、漏水探知器等を用いて漏水音（漏水擬似音）を発見するものである。

(漏水確認調査)

第23条 前条までの作業等によって、漏水の疑いがある箇所について、ボーリングバー又は相関式漏水探知器を用いて再調査を行い、漏水箇所を確定する作業である。

なお、本作業実施にあたっては、地下埋設物に損傷を与えないように十分に留意しなければならない。

(報告書作成)

第24条 受注者は、発見した漏水の集計・分析、考察・提言を行なった報告書を提出しなければならない。

2 集計・分析項目は以下の内容を含むものとする。

- (1) 発見した漏水種別による集計分析
- (2) 町名別漏水集計・分析
- (3) 時間積分率による漏水集計分析
- (4) 漏水修繕情報による集計分析
- (5) 漏水防止効果及び経済効果予測
- (6) その他発注者が必要とするもの

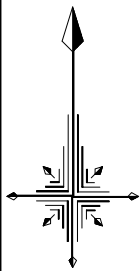
3 考察・提言項目は以下の内容を含むものとする。

- (1) 漏水修繕情報による考察
- (2) 漏水修繕履歴による考察
- (3) 配水量分析に基づく無効水量及び有収率の考察
- (4) 今後の調査に対する参考意見

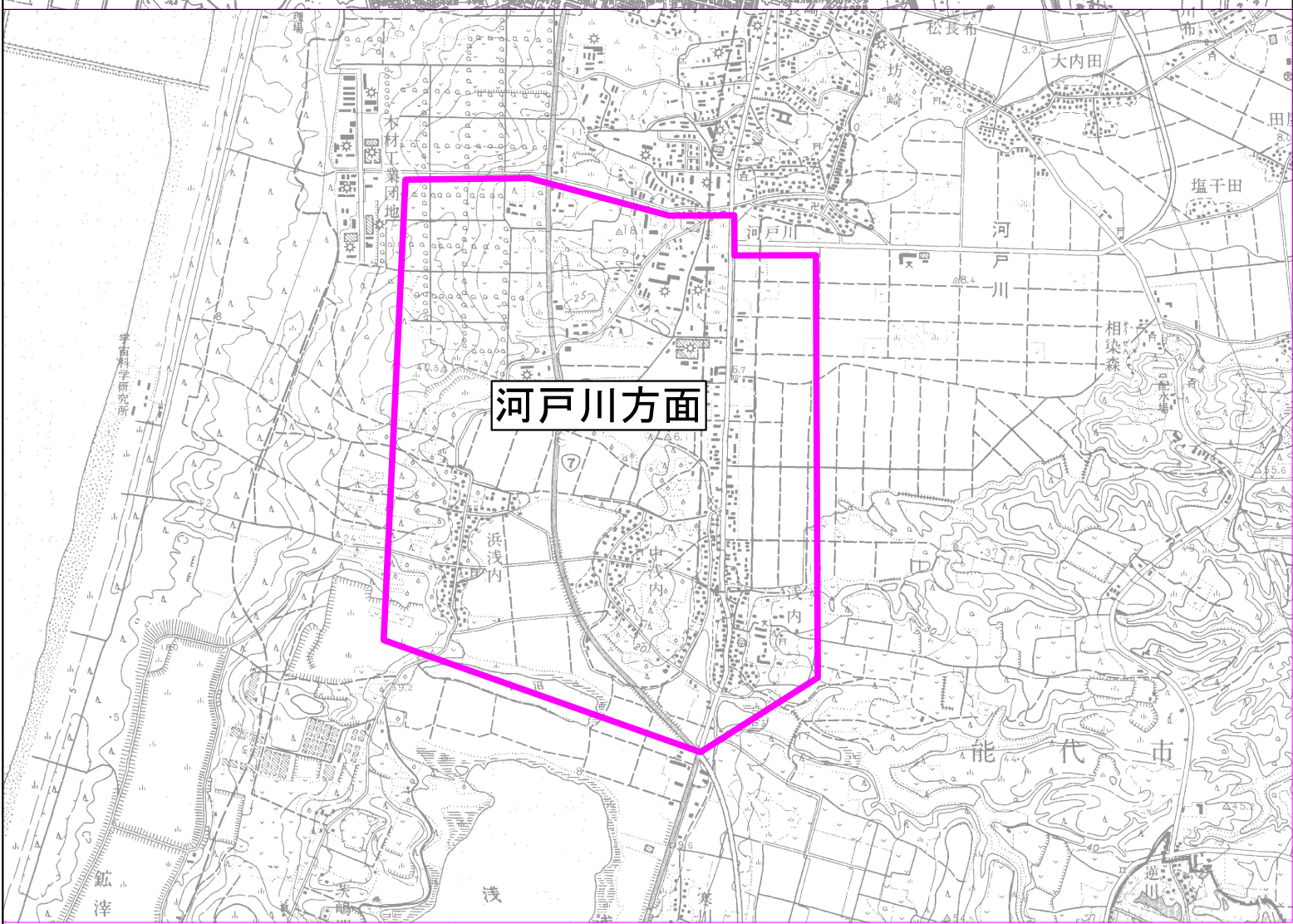
第3章 その他

本業務は、同時期に実施する、A I 管路劣化診断業務委託と密接に関わる業務であり、情報共有の不備や認識の不一致が事業全体の精度や効果に影響を及ぼすことが懸念されるため、成果品の形式やデータの受け渡し方法等について発注者と密に協議を行い、業務を遂行すること。

位置図



落合方面



河戸川方面